

○千葉大学医学部附属病院長候補者選出会議規程

(平成28年9月1日)

改正 平成30年10月1日 令和元年7月1日

令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉大学部局長選考等規程（以下「規程」という。）第4条の2第5項の規定に基づき、千葉大学医学部附属病院長候補者選出会議（以下「選出会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(選出の事由)

第2条 選出会議は、規程第4条第3項により、学長から医学部附属病院長候補者（以下「病院長候補者」という。）の推薦を求められたときは、複数名の病院長候補者を選出しなければならない。

(構成)

第3条 選出会議は、規程第4条の2第1項の規定に基づき選任された委員をもって構成する。

2 選出会議に議長を置き、規程第4条の2第2項第1号に掲げる委員のうちから学長が指名する者をもって充てる。

(議事)

第4条 選出会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

(意見の聴取)

第5条 選出会議が必要と認めるときは、委員以外の者を選出会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(病院長候補適任者の推薦)

第6条 選出会議は、医学研究院に病院長候補者となるべき適任者（以下「病院長候補適任者」という。）の推薦を求める。

2 前項の規定にかかわらず、選出会議は、委員に病院長候補適任者の推薦を求めることができる。

3 委員が前2項に規定する推薦を受けたときは、当該委員は、委員を辞任するものとする。

(選出の基準)

第7条 病院長候補者の選出は、医療法（昭和23年法律第205号）第10条の規定に則った者であるとともに、人格が高潔で学識に優れ、かつ、規程第4条第4項の規定により定められた事項を満たす者のうちから行うものとする。

(病院長候補者の選出)

第8条 選出会議は、病院長候補適任者の所信等を聴取のうえ、複数名の病院長候補者を選出する。

(病院長候補者の推薦)

第9条 選出会議は、前条により選出した複数名の病院長候補者を学長に推薦する。

(議事録)

第10条 選出会議の議事進行の過程及び決定事項は、議事録に記録する。

(庶務)

第11条 選出会議の庶務は、総務部人事課の協力を得て、医学部附属病院総務課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、選出会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年9月1日から施行する。

附 則 (平成30年10月1日)

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (令和元年7月1日)

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。